

◆ 第3章 基本理念、基本目標、施策の方向

1 基本理念

すべての子どもにやさしいまちづくり

子どもの権利は、子どもが成長し、自己実現していくために欠くことができない大切なものです。

子どもは、子どもの権利が保障されることで、一人ひとりの違いが「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、いのちを育み、成長していくことはもとより、自分の考えを自由に表現し、自分に関わる場に自由に参加することができます。

子どもは自分が大切にされることで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子ども同士、子どもとおとなとのよい人間関係がつけられるようになります。

本市は、そのような、子どもの権利の実現を目指し、子どもの権利条例を制定しました。

子どもの権利条例の前文に『わたしたちは「すべての子どもにやさしいまち」をめざします』と謳うように、次の基本目標に掲げるような、松本市らしい「子どもにやさしいまち」を目指します。

2 基本目標

以下の基本目標に沿ったまちづくりを目指します。

基本目標1 どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち

子どもは、どの子ども一人一人の人間として尊重され、かけがえのないいのちを育み健やかに成長していく権利があります。市民一人ひとりのいのちと暮らしを大切に考え、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるという「健康寿命延伸都市・松本」の創造の理念に沿って、子どものいのちと健康を守る取組みを推進するとともに、子どもが社会の一員として、自立した社会性のあるおとなへ成長できるように支援します。

基本目標2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち

子どもは、どの子ども一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、安心して生きていく権利があります。その権利の侵害に対しては、早急に子どもを救済し、心身の回復することを支援するだけでなく、子どもの権利についての学習を通して権利侵害が起きないような環境整備に努めます。

基本目標3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち

本市は北アルプス連峰や美ヶ原の豊かな自然環境に囲まれ、旧開智学校に象徴される学びを大切にする文化を育んできました。本市の子どもが、その恵まれた環境の中で、自己肯定感を高めながら生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと成長していけるように支援します。

基本目標4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち

本市は地域のコミュニティー活動が活発であり、地域住民によって地域の課題を掘り起し、その解決に向けて地域の人材、つながりを大切にして地域づくりを進めています。子どもと地域のつながりをつくることにより、子どもが安心して日々の生活を過ごせるような居場所づくりを進めるとともに、子どもが主体的に遊び、学び、活動できるように、子どもが主語となる活動を地域が受け止められる環境づくりに努めます。

基本目標5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち

子どもは、どの子ども自由に学び、感じたこと、考えたことを自由に表現したり、自分に関わる様々な場に参加する権利があります。子どもが自分の意見を育めるように、行政、学校、地域ではそれぞれ子どもの意見を尊重し、その意見が反映するように支援するとともに、子どもの主体的な学習について支援します。

基本目標6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもは、失敗することで多くのことを学び、小さな失敗を繰り返すことで、大きな過ちを犯さないように成長します。たとえ失敗しても自信をなくさず、子どもの気持ちや希望を大切にしながら、子どもがいろいろなことに再挑戦していけるような環境づくりを進めます。



3 基本理念、基本目標、施策の方向の体系図

基本理念 すべての子どもにやさしいまちづくり

6つの基本目標

- 1 どの子もいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子も愛され、大切に生まれ、認められ、安心して生きることができるまち
- 3 どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子もいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

7つの施策の方向

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に作る環境づくり

- 推進施策1 子どものいのちを守り、大切に作る環境づくり
- 推進施策2 子どもの健康を守り、大切に作る環境づくり

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援

- 推進施策1 子どもの権利の普及
- 推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

施策の方向3 子どもの相談・救済の充実

- 推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実
- 推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実

施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進

- 推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進
- 推進施策2 学校における子どもの意見表明・参加の促進
- 推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

施策の方向5 子どもの居場所づくりの促進

- 推進施策1 子どもの居場所づくりの推進
- 推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

施策の方向6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

- 推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり
- 推進施策2 地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり

施策の方向7 子どもの育ちや子育てへの支援

- 推進施策1 子どもの再挑戦のための環境づくり
- 推進施策2 子育て支援者への支援
- 推進施策3 子育て支援のための環境づくり

本計画における本市の特徴的な取組み

本計画は、基本理念である「すべての子どもにやさしいまちづくり」に向けて、6つの基本目標と7つの施策の方向、16の推進施策、95の主な取組みを掲げています。本市の特徴的な取組みは以下のとおりです。

(1) 子どものいのちや健康を守り、大切にする取組み

いのちと人生の質を高めることを目指す「健康寿命延伸都市・松本」の次代を担う子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくりを推進します。

(2) 乳幼児期からの継続的な子どもの権利に関する学習支援

乳幼児期における読み聞かせや紙芝居等とおした子どもの権利に関する学習をはじめ、就学後についても学校等で子どもの権利に関する学習支援を行うことにより、早い時期から子どもの権利の普及・啓発を図ります。

(3) 地域の一員としての子どもの意見表明・参加

子どもが地域の一員として、地域の活動等に意見表明をしたり、主体的に参加できる地域づくりの推進を図ります。

(4) 子どもが主語となる活動の推進

おとなが子どもと積極的に関わりを持つ「まつもと子どもスマイル運動」をはじめ、学校、家庭、地域等が協力して、子どもが主語となる活動を受けとめる環境づくりを推進します。

(5) 子育て支援者への支援

保護者に対する支援を充実するとともに、教職員をはじめ、地域等において子育て支援に携わる全ての個人や団体等に対しても積極的に支援を行います。

[註] 次頁からの担当は、予定されている平成27年4月1日からの組織改正後で表記してあります。
なお、本計画策定時の担当は括弧書きで表記してあります。